

一般社団法人茨城県建築士会委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会の目的達成と事業活動の効率増進及び円滑な会務運営のために定める。

(委員会の設置)

第2条 会長は理事会の議を得て、次の委員会を設置し、各委員会は担当事項の調査企画、実行等にあたる。

- (1) 総務・企画委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 会員委員会
- (4) 情報・広報委員会
- (5) まちづくり委員会
- (6) CPD委員会
- (7) 青年・女性委員会

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、会長が指名する。

3 委員長は、必要に応じ、委員会の議を得て、当該委員会に小委員会を設けることができる。

4 委員長は、前項により小委員会を設けたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(委員の委嘱)

第4条 委員長、副委員長及び委員は、会員の中から会長が委嘱する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、会長が求めた場合、又は必要あるときは随時開催する。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、それぞれ所管事項について、会長の諮問に応じ、又は事業の推進に当たる。

2 小委員会は、該当委員長の指示を受けて、専門的事項について調査、研究を行う。

(所管事項)

第7条 委員会の所管事項は次のとおりとし、所管事項が複数の委員会にわたるときは、関係委員会で協議する。

(1)総務・企画委員会

- ア 本会の運営に関すること。
- イ 本会の財政に関すること。
- ウ 総会・理事会等会議に関すること。
- エ 定款・諸規程の改廃及び見直しに関すること。
- オ 事務局の運営に関すること。
- カ 建築士会全国大会への参加促進に関すること。
- キ エコプロジェクトの企画・運営に関すること。
- ク 国家褒章等の上申(連合会長を含む)に関すること。
- ケ 行政・建築関連諸団体に関すること。
- コ 建築士会の組織の見直しに関すること。
- サ 建築士業務の適正運営の推進に関すること。
- シ 新規事業の企画・立案に関すること。

(2)研修委員会

- ア 建築士試験の実施受託に関すること。
- イ 建築士法第22条第2項の指定講習会の開催に関すること。
- ウ 建築基準法改正に伴う講習会・研修会の開催に関すること。
- エ 研修会, 勉強会の実施に関すること。
- オ 建築関連図書販売に関すること。
- カ 住宅相談・建築パトロールに関すること。

(3)会員委員会

- ア 会員増強運動に関すること。
- イ 建築士の日の事業の推進に関すること。
- ウ 会員名簿の企画・編集・発行に関すること。
- エ 会員証の作成に関すること。
- オ 会員の福利厚生事業に関すること。
- カ 見学会の実施に関すること。

(4)情報・広報委員会

- ア 会報の企画・編集・発行に関すること。
- イ 情報の収集・支部との情報交換及び広報に関すること。
- ウ パソコン通信ネットワーク及びホームページに関すること。
- エ 災害発生時支援活動の検討及び準備に関すること。
- オ 応急危険度判定士の講習会・登録・認定に関すること。

(5)まちづくり委員会

- ア まちづくり事業の推進に関すること。
- イ 地域貢献活動の推進に関すること。

(6)CPD委員会

- ア 建築士の継続能力開発の推進に関する事。
- イ CPD認定プログラム等の広報・情報提供に関する事。
- ウ CPD単位のカリキュラム等の認定に関する事。
- エ バーコードシールの発行・管理に関する事。
- オ その他、関係団体との情報交換に関する事。

(7)青年・女性委員会

(青年委員会の部)

- ア 若い建築士の会員拡大に関する事。
- イ 他団体の青年部との交流に関する事。
- ウ その他この委員会の目的達成のために必要な事業に関する事。

(女性委員会)

- ア 女性会員の相互の技術の研鑽と親睦に関する事。
- イ 女性建築士の会員拡大に関する事。
- ウ その他この委員会の目的達成のために必要な事業に関する事。

附則

この規程は、平成11年4月 1日から実施する。

平成15年4月 1日一部改正

平成16年4月 1日一部改正

平成22年4月 1日一部改正

平成24年5月15日一部改正

平成 25 年 4 月 1 日から施行する(一般社団法人への移行)

一般社団法人茨城県建築士会賛助会分科会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、賛助会の目的達成と賛助会活動の効率化推進と円滑な会務運営のために定める。

(分科会の設置)

第2条 分科会は、賛助会幹事会の議を得て、次の分科会を設置し、各分科会は、担当事項の調査・企画・事業推進に当たる。

- (1)総務・会員分科会
- (2)CPD・建設フェスタ分科会
- (3)情報・広報分科会

(分科会の構成)

第3条 分科会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

2. 委員長は、代表幹事が指名する。
3. 委員長は、必要に応じ、分科会の議を得て小委員会を設けることができる。
4. 委員長は、前項により小委員会を設けたときは、速やかに代表幹事に報告しなければならない。

(委員の委嘱)

第4条 分科会の委員長、副委員長及び委員は、会員の中から代表幹事が委嘱する。

(委員会の開催)

第5条 分科会は、委員長が招集する。

2. 分科会は、必要に応じ開催し、委員長に事故ある場合は、副委員長が招集する。

(分科会の任務)

第6条 分科会は、それぞれの所轄事項について、会長、代表幹事の諮問に応じ、又は事業の推進にあたる。

(分科会の所轄事項)

第7条 分科会は、それぞれの所轄事項を次のとおりとし、所轄事項が複数の分科会にわたるときは、関係分科会で協議する。

- (1)総務・会員分科会
 - ①会員増強
 - ②チャリティゴルフ
 - ③合同懇親納涼会
 - ④ソフトボール
 - ⑤賀詞交歓会

- ⑥その他、他の分科会に属さない事項
- (2)CPD・建設フェスタ分科会
 - ①CPD認定事業の推進
 - ②建設フェスタへの参加促進
 - ③その他研修事業
- (3)情報・広報分科会
 - ①通常総会参加・出展サービス
 - ②各種講習会会場での無料PR
 - ③格安同封サービスの活用推進
 - ④会報「けんちく茨城」への公告協力
 - ⑤情報の収集

附則

1. この規程は、平成19年10月5日から実施する。
2. この規程は、平成25年4月1日から実施する(一般社団法人への移行)

一般社団法人茨城県建築士会賛助会運営要領

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人茨城県建築士会賛助会(以下「賛助会」という。)という。

(目的)

第2条 賛助会は、一般社団法人茨城県建築士会(以下「士会」という。)の賛助会員として士会の事業の遂行に協力し、かつ、賛助会員相互の業務の拡大発展と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 賛助会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 士会事業活動に対する協力
- (2) 業務発展に関する広報、啓発、交流
- (3) 士会に対する情報・意見の交換
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(賛助会員)

第4条 士会の趣旨に賛同し、事業に協力しようとして入会した個人又は法人を会員とする。

(幹事)

第5条 賛助会には、次の幹事を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 3名以内
- (3) 幹事 20名以内(代表幹事・副代表幹事を含む)

(幹事の選任)

第6条 幹事は、賛助会の全体会議において選出する。

2. 代表幹事、副代表幹事は、幹事の互選とする。

(幹事の任期)

第7条 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談役)

第8条 賛助会に相談役を置くことができる。

2. 相談役は、この会に特に貢献した者を代表幹事の推薦により、全体会議の承認によって代表幹事が委嘱する。

(会議)

第9条 賛助会員は、正会員とより密接な親交を深め事業の発展を図るため、全体会議の中で情報及び意見の交換に努める。

(経費)

第10条 賛助会が要する通信連絡, その他の事務に要する経費は士会負担とするが, 事業に要する経費又は懇親会等のための経費は, その都度別に徴収するものとする。

(補則)

第11条 賛助会運営に必要な事項は, 幹事会において別に定める。

(1) 賛助会の積極的な運営のため, 幹事会の議を得て分科会を置くことができる。

(2) 分科会の規程は, 別に定める。

2. 事業年度その他の事項は, 一般社団法人茨城県建築士会の定款に従う。

附則

1. この要領は, 平成15年6月24日より実施する。

当初の幹事の任期は, 第7の規定に係わらず平成16年3月31日までとする。

2. 平成19年10月4日一部改正(第11条の(1)と(2)を追加)

3. この要領は, 平成25年4月1日より実施する(一般社団法人への移行)